

市第 27 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

1 背景

年金制度改革により、公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が段階的に引上げとなったことをきっかけとして、公務員制度において、平成 13 年度から、65 歳までの再任用制度が導入され、本市でも「横浜市一般職職員の再任用に関する条例」が制定・施行されました。また、平成 25 年度からは、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に引上げとなり、無収入期間が発生する可能性も出てきたことから、公務員の雇用と年金の接続を図るため、再任用を希望する職員については、年金支給開始年齢に達するまで、原則として再任用することが閣議決定されました。これにより、現在の再任用制度が整備されています。

その後、少子高齢化が急速に進展し、生産年齢人口の減少が続く中で、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題であることを踏まえ、平成 30 年度には、人事院が「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行いました。

それを受けて国における検討が進み、令和 3 年 6 月に「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 61 号）」が成立し、国家公務員の定年は、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ 65 歳まで段階的に引き上げられることとなりました。

2 趣旨

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として各地方公共団体において条例で定めるものとされており、今般の国家公務員法等の改正を受けて、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講じるよう、同月、「地方公務員法の一部を改正する法律」も成立しました。

本市においても、令和 5 年度から、職員の定年を段階的に 65 歳まで引き上げるとともに、定年引上げに伴う諸制度を導入するため、関係条例を一括で整備するための条例の制定について提案します。

<これまでの経過>

	項目	内容
(経過)		
平成 11 年 7 月	国家公務員法・地方公務員法等の改正	65 歳までの再任用制度の導入
平成 13 年 4 月	「横浜市一般職職員の再任用に関する条例」施行	本市での 65 歳までの再任用制度の導入
平成 25 年 3 月	「国家公務員の雇用と年金の接続について」(閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用を希望する者を原則再任用することを任命権者に義務付け ・段階的な定年の引き上げも含め、雇用と年金の接続の在り方について改めて検討することについて言及
平成 25 年 4 月	【民間】高年齢者雇用安定法改正	65 歳までの雇用確保を義務化
平成 30 年 8 月	「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」(人事院)	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的な定年の引き上げ ・60 歳を超える職員の給与(年間 60 歳前の 70%) ・役職定年制の導入(60 歳に達した場合異動) ・定年前の再任用短時間勤務制の導入
令和元年 6 月	骨太の方針 2019 (閣議決定)	平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する観点から、公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討
令和 3 年 4 月	【民間】高年齢者雇用安定法改正	65 歳までの雇用確保義務に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置を講じる努力義務を新設
令和 3 年 6 月	「国家公務員法等・地方公務員法の一部を改正する法律」が成立	令和 5 年度からの段階的な定年引き上げについて規定
(今後の予定)		
令和 5 年 4 月	「国家公務員法等・地方公務員法の一部を改正する法律」の施行	段階的な定年引き上げ開始

3 条例の概要

「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」「横浜市一般職職員の給与に関する条例」「横浜市退職手当条例」をはじめ、関連条例 16 件について一括の改廃を行うため、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定します。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日とします。(ただし、第 1 条の改正内容オについては公布日と同日)

(1) 制度の新設に伴い改正する主な条例

整備条例 での条数	改正する条例名	主な改正内容【改正する条例における該当条数】 ※国から示される条例例条文に準拠	議案書 該当ページ
第 1 条	横浜市一般職 職員の定年等 に関する条例	ア 定年の段階的引上げ ・定年年齢を「65 年」と規定【第 3 条】 ・定年の段階的引上げ期間中の定年年齢を規定【附則第 7～8 項】	4 ページ 11 ページ
		イ 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入 ・管理職手当を支給される職員の職を役職定年制の対象と規定【第 6 条】 ・役職定年年齢を「60 年」と規定【第 7 条】 ・管理監督職（課長級以上）は、60 歳到達後最初の 4 月 1 日までの間に、 非管理監督職に異動させることを規定【第 8 条】 ・役職定年による管理監督職への任用制限の特例（特例任用）を規定 【第 9～11 条】 (ア)職務の遂行上の特別の事情等がある場合の特例任用 →もともと就いていた管理監督職に引き続き留任（最長 3 年） (イ)特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似し、欠員を容易に補充すること ができない特別の事情がある管理監督職グループ）の特例任用 →もともと就いていた管理監督職に引き続き留任するか、同一グループに属す る他の管理監督職に降任・転任	5 ページ 6 ページ 6 ページ 7 ページ

整備条例 での条数	改正する条例名	主な改正内容【改正する条例における該当条数】 ※国から示される条例例条文に準拠	議案書 該当ページ
第1条	横浜市一般職 職員の定年等 に関する条例	ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入 ・定年前の再任用短時間勤務職員の任用について規定【第12～13条】	10 ページ
		エ 暫定再任用制度 ・定年の段階的引上げ期間中、定年から65歳までの間、現行の再任用 制度と同様の制度を措置【改正附則第5～18項】	29 ページ
		オ 情報提供・意思確認制度 ・職員に対する情報提供及び勤務の意思の確認について規定【附則第9項】 【改正附則第27項】	12 ページ 38 ページ
第7条	横浜市一般職 職員の給与に 関する条例	・当分の間、60歳到達後最初の4月1日（以下「特定日」という）以後の 給料を特定日前の7割にすることを規定【附則第43～49条】	16 ページ
		・上記の適用除外職員を規定【附則第44条】	16 ページ
		・定年前再任用短時間勤務職員の給料及び手当を現行の再任用短時間勤務職 員と同水準にすることを規定 【第4条別表】	18 ページ
		【第6条】	15 ページ
		【第20条の8】	15 ページ
・暫定再任用職員の給料及び手当について、現行の再任用制度と同様の制度 を措置【改正附則第32～34項】	39 ページ		
・等級別基準職務表に「キャリアスタッフ」の職務を新設【第4条の2別表7】	21 ページ		
第15条	横浜市退職手 当条例	・当分の間、特定日までの在職期間は減額前の給料月額を基礎として算定し、 特定日以後の在職期間は退職日給料月額を基礎として算定することを規定 【第8条の4】	26 ページ
		【附則第4条】	27 ページ
		・早期退職制度を現行制度と同様とする経過措置を規定【附則第6条】	27 ページ

【参考】法改正を踏まえた本市制度運用の概要

ア 定年引上げ

- 国家公務員と同様、令和5年度から定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。
- 定年の段階的な引上げ期間においては、雇用と年金の接続の観点から、定年から65歳までの間、現行と同様の暫定再任用制度を措置する。

定年年齢 ↓生年年齢／任用年齢→	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)
1962.4.2～1963.4.1生 (S37.4.2～S38.4.1生)		定年 (60歳)	暫定再任用 (61歳)	暫定再任用 (62歳)	暫定再任用 (63歳)	暫定再任用 (64歳)	暫定再任用 (65歳)					
1963.4.2～1964.4.1生 (S38.4.2～S39.4.1生)			(60歳)	定年 (61歳)	暫定再任用 (62歳)	暫定再任用 (63歳)	暫定再任用 (64歳)	暫定再任用 (65歳)				
1964.4.2～1965.4.1生 (S39.4.2～S40.4.1生)				(60歳)	(61歳)	定年 (62歳)	暫定再任用 (63歳)	暫定再任用 (64歳)	暫定再任用 (65歳)			
1965.4.2～1966.4.1生 (S40.4.2～S41.4.1生)					(60歳)	(61歳)	(62歳)	定年 (63歳)	暫定再任用 (64歳)	暫定再任用 (65歳)		
1966.4.2～1967.4.1生 (S41.4.2～S42.4.1生)						(60歳)	(61歳)	(62歳)	(63歳)	定年 (64歳)	暫定再任用 (65歳)	
1967.4.2～1968.4.1生 (S42.4.2～S43.4.1生)							(60歳)	(61歳)	(62歳)	(63歳)	(64歳)	定年 (65歳)

イ 役職定年制

○制度趣旨を踏まえつつ組織活力の維持・向上につながるよう、特例任用制度を柔軟に活用する。部長級以上の経営責任職については、管理職経験者の能力活用や欠員補充の観点から、引き続き管理職として任用する。

課長は役職定年制により課長補佐として任用を行う。

○課長補佐・係長は非管理職であることから役職定年制の対象外であるため、60歳以降も同一級での任用となるが、組織運営や組織の新陳代謝等の観点も踏まえ、新たな職務「キャリアスタッフ」を新設して、一般職員の枠に配置していく。

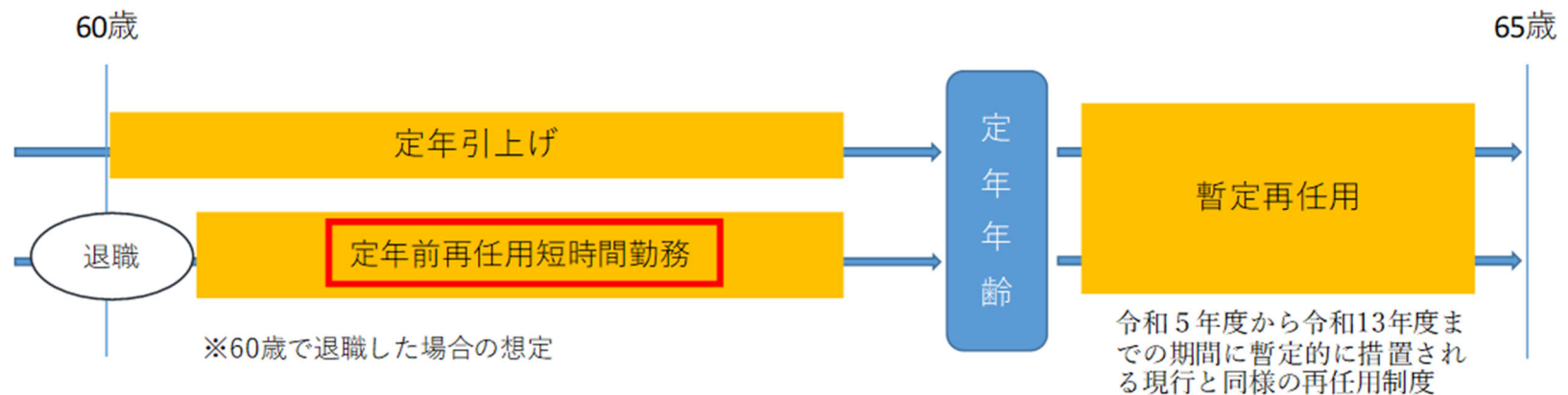
60歳時点の職位		定年引上げ後の60歳以後の任用の考え方	＜市長部局の場合＞ 定年退職後～65歳 （暫定再任用） ※現行と同様
管理職 （役職定年制の 対象）	局区長	局区長・部長 【(ア)職務の遂行上の特別の事情等がある場合の特例任用】により、同一ポストで留任（最長3年） 【(イ)特定管理監督職群の特例任用】	局区長・部長
	部長	課長【(イ)特定管理監督職群の特例任用】	課長
	課長	課長補佐	係長
非管理職	課長補佐	キャリアスタッフ	一般職員
	係長	キャリアスタッフ	
	専任職	専任職	
	一般職員	一般職員	

※課長級以上は、定年年齢の他、これまで同様60歳時点において外郭団体等への就職意向を確認する。

ウ 定年前再任用短時間勤務制

○60歳に達した日以後、定年引上げによらず定年前に退職した職員について、本人の希望等により短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。(下図参照)

【定年前再任用短時間勤務イメージ】



○勤務時間は現行の再任用制度（短時間勤務）と同様とする。

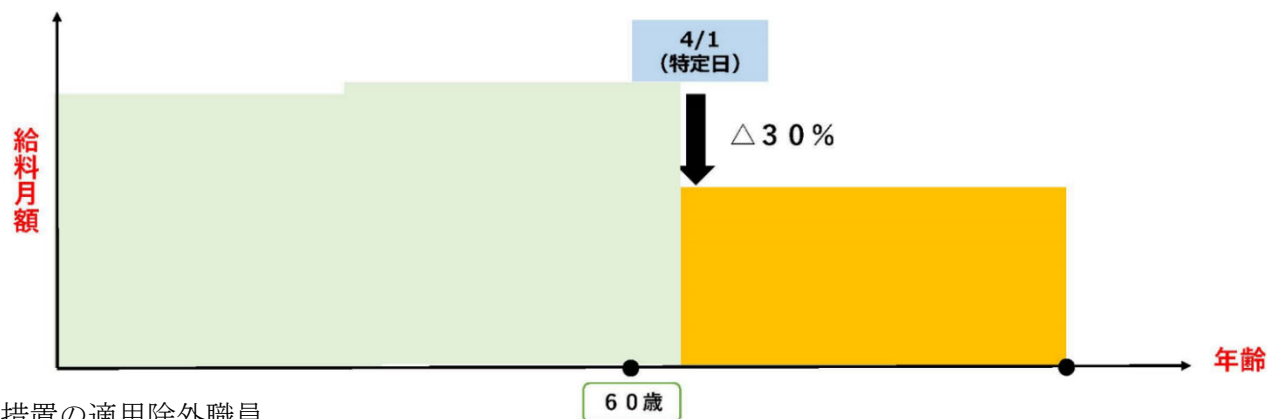
週 31 時間 15 分（週 5 日勤務）／週 31 時間（週 4 日勤務）

○給与は現行の再任用制度（短時間勤務）と同様とする。

エ 60歳に達した職員の給与

○当分の間、職員の給料月額、60歳到達後の最初の4月1日（以下「特定日」）以後、100分の70を乗じて得た額（以下「給料月額7割措置」）とする。（下図参照）

【給与水準イメージ】



※給料月額7割措置の適用除外職員

臨時的任用職員、現行定年年齢が65歳の職員（医師、歯科医師）、職務の遂行上の特別の事情等がある場合の特例任用職員など

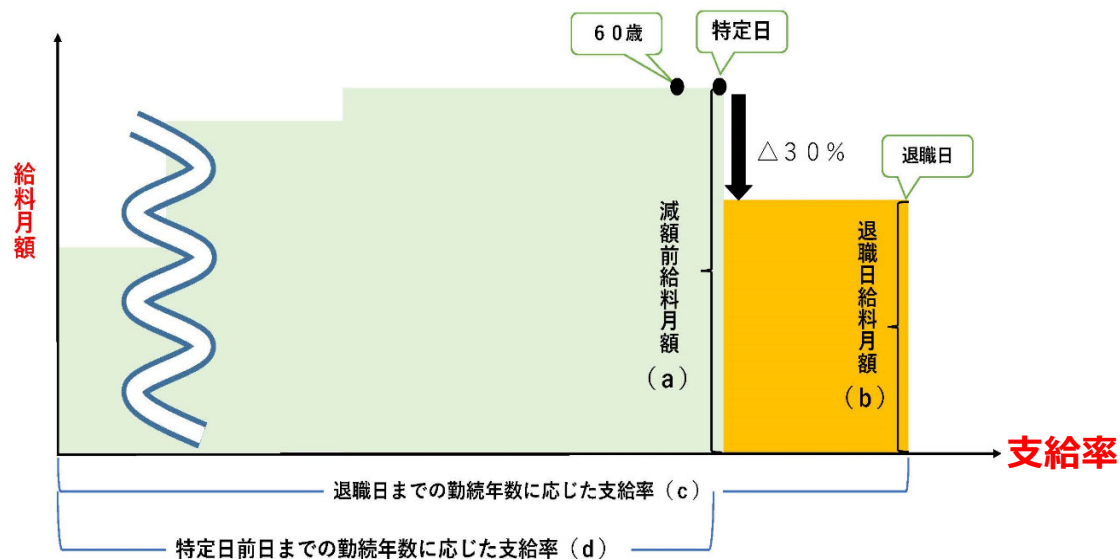
○役職定年により降任した職員については、当分の間、特定日以後、給料月額7割措置を適用した上で、降任前の給料月額の7割との差額に相当する額を支給する。

○給料月額の水準を調整するための手当は、現行定年前職員の7割水準とする。給料月額に連動する手当等については、現行定年前職員と同様の計算方法とする。その他の手当は、現行定年前職員と同額とする。（下表参照）

現行定年前職員の7割水準となる手当	初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、 管理職手当、管理職員特別勤務手当
現行定年前職員と同様の計算方法となる手当	地域手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、 期末手当、勤勉手当
現行定年前職員と同額となる手当	扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、 日直手当、宿直手当、寒冷地手当、災害派遣手当

オ 退職手当

- 特定日までの期間は、減額前の給料月額を退職手当の基本給料月額として算定し、特定日以後の在職期間は、退職日の給料月額を基本給料月額として算定する。(下図参照)
- 定年前早期退職が適用される年齢や割増率は、当分の間、現行定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する。



【退職手当の基本額】

$$\begin{aligned} &= \text{減額前給料月額 (a)} \times \text{特定日前日までの勤続年数に応じた支給率 (d)} \\ &+ \text{退職日給料月額 (b)} \times \\ &\quad (\text{退職日までの勤続年数に応じた支給率 (c)} \\ &\quad - \text{特定日前日までの勤続年数に応じた支給率 (d)}) \end{aligned}$$

※ 「減額前給料月額」は、特定日前日の給料月額、
「退職日給料月額」は、7割水準の給料月額

※ 支給率(c)及び(d)は、勤続年数「35年」以上は一定(現行どおり)

カ その他

○情報提供・意思確認

対象者が59歳に達する年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳に達する年度に個別の勤務の意思確認を行う。

○採用

年度ごとの採用者数に極端な偏りが出ないように、長期的スパンで採用者数の平準化などの対応を行う。そのうえで、定年引上げ期間中も、一定の新規採用を継続していく。

(2) 廃止する条例

整備条例 での条数	廃止する条例名	内容	議案書 該当ページ
第 16 条	横浜市一般職職員の再任用に関する条例	現行の 60 歳定年退職者の再任用制度を廃止	28 ページ

(3) 法改正に伴い文言等を改正する条例

整備条例 での条数	改正する条例名	改正内容	議案書 該当ページ
第 2 条	横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	主に地方公務員法改正による削除条文(地方公務員法旧法第 28 条の 4、第 28 条の 5、第 28 条の 6 に規定する再任用制度に関する条文)の引用部分等を修正	13 ページ
第 3 条	横浜市一般職職員の懲戒の手続及び効果に関する条例		13 ページ
第 4 条	公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例		13 ページ
第 5 条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例		14 ページ
第 6 条	横浜市職員定数条例		14 ページ
第 8 条	横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例		22 ページ
第 9 条	横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例		22 ページ
第 10 条	横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例		23 ページ
第 11 条	横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例		24 ページ
第 12 条	横浜市一般職職員の休暇に関する条例		24 ページ
第 13 条	横浜市職員の育児休業等に関する条例		24 ページ
第 14 条	横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例		25 ページ